

○岡田議長 次に、安達議員。

〔安達議員質問席へ〕

○安達議員 会派信風の安達卓是です。今日いみじくもっていうんですか、3人目になりましたので、3人目の質問ということでお聞き願ったらと思います。

今日6時頃からですか、ニュースをいろいろラジオやテレビで見えておまして、米子地方の最高温度30度というようなことを言っていました。久々かなと思っております。若干涼しさも感じるわけですが、まだまだ暑さは続くかなと思いながら、この夏、6月頃からですか、熱中症がしょっちゅうテレビ、新聞に報道されるのを見て、住民の健康保持と熱中症対策について、日頃から熱中症予防、その対策の現況や取組について担当部局に考え方をお聞きしたいと思います。聞くに当たっては、年齢を世代別に分けながら、例えば高齢者などへの対応についてはどのように考えておられるか。そして、その中で熱中症予防対策として、まずは、予報の中でいろいろ出てくるんですが、環境省は市町村に向かって、どのような情報を提供しているのか、またそれを受けて本市はどのような地域住民に対して広報してるのかをお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○岡田議長 塚田福祉保健部長。

○塚田福祉保健部長 環境省の広報内容についてでございますが、熱中症対策は厚生労働省と環境省が中心的な役割を担っておりまして、厚生労働省は熱中症予防や健康被害を防ぐための普及啓発、リーフレットの作成等を行っております。環境省は暑さ指数の提供や熱中症予防サイトの運営、熱中症警戒アラートの発表などを

通じまして、熱中症の危険性に関する情報発信を行っております。

本市におきましては、環境省が発表する熱中症警戒アラート等の状況について市ホームページに掲載をいたしまして注意喚起を行っており、初回の熱中症警戒アラート発表時には、防災無線での注意喚起を行っているところでございます。

○岡田議長 安達議員。

○安達議員 このようなことで住民への広報、予防喚起をしてるんだらうなと思ってます。このことを翻って考えれば、熱中症についてよく聞かされるのが、災害級の暑さだとか、災害級の環境が今広まっているというようなことを聞かされます。もう一つ言いますと、これが9月1日の夜9時のNHKニュースで、熱中症は命に関わるもので、服装などに十分気をつけて、風通しのよいものを着用するようにという呼びかけをかなり強めに、また強調していたように思います。そのように予報のときから命に関わるものという必ず形容詞が出てくるわけですし、その辺を住民として聞いておって、担当課の広報とかを十分に把握しながら対策、自分なりに健康保持をしておるかなと思っておるわけです。

そして、お聞きしますけれども、この高齢者などの対応の中で、特に熱中症の疑いで救急搬送を見る、また聞いたりするわけですが、高齢者の搬送が多いように聞くわけですし、高齢者などに対してどのように対応されているのか。こないだこの質問を聞くに当たって、西部広域の消防局のほうに問い合わせましたら、かなり、毎日のようにって言ったら、当時ですが、搬送がありますよということでしたので、データ等も取り寄せましたので、そのことを共有しながらこのことに対する答弁をお願いしたいと思

います。

○岡田議長 塚田福祉保健部長。

○塚田福祉保健部長 高齢者などへの対応については、民生委員や在宅福祉員や地区担当保健師による戸別訪問、また健康相談、公民館での運動教室など、様々な機会を捉えまして、啓発チラシやうちわを配付し、水分補給の必要性などの注意喚起やよなご涼み処の周知を行っているところでございます。また、広報よなご、ホームページ、自治会班回覧に加えて、民放の情報発信番組におきまして保健師が熱中症予防の呼びかけを行うなど、様々な手法を活用しまして市民の皆様への周知・啓発に努めているところでございます。

○岡田議長 安達議員。

○安達議員 先ほども言いましたように、西部広域の消防局に伺って、これが令和3年から搬送の件数をいただきました。細かく分析する前に、この件数を聞いた中で、米子地域の住民の搬送はどうだったんだろうとか、年齢区分はどういう分析ができるかなと思いつつ、全体値を聞かせてもらいました。7月末までの合計、令和3年から今年の7月末まで1,112件というふうに聞いておりますが、この情報を共有化していきたいと思います。大体、米子市、これは大まかな数字の捉えですけれども、8割ぐらいかなと思うと、1,112件の8掛けで780件ぐらい。そうすると、800件ぐらいが米子在住者、関係者の搬送だったのかなと思います。そういうことで、年々、これを見る限り年次的に搬送件数は増えてるかなと思ってますので、予防なりを十分やっていただきながら、個人もその環境によく合うための環境整備をせ

ないけんなと思います。

そして、次の質問に行きますが、この日頃の熱中症予防の現況と取組の中で、高齢者以外の要支援者などの対応とか、また就学前の子どもたち、また低学年の幼年期の子どもたちへはどのように対応してるのかをお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○岡田議長 塚田福祉保健部長。

○塚田福祉保健部長 要支援者などへの対応についてでございますが、昨年度より年度当初に庁内の関係課で熱中症対策担当者会議を開催しておりまして、環境省による熱中症警戒アラート等が発表された際の対応について、あらかじめ協議をし、共有をしているところでございます。熱中症警戒アラートが発表された際には、障がい者支援課などの担当課から関係機関に対しまして適宜情報提供をして、注意喚起を行っているところでございます。幼年期への対応についてでございますが、要支援者などの対応と同様に、熱中症警戒アラート等が発表された際には、担当課から保育施設や小学校に対しまして適宜情報を提供し、注意喚起を行っているところでございます。

○岡田議長 安達議員。

○安達議員 担当課からそれぞれ学校とか保育施設への呼びかけをされてるということをお聞きしました。もともと本来、そういった学校とか保育施設でも独自の対応をしておられると思います。自分のところの子ども、小学生や保育園に通ってる子、我が家にもおるわけですからけれども、見る限り、自分の子どもときの保育施設に送迎してたときとは違って、ほぼほぼ、見てると、保護者、

母親、父親ですけれども、車に乗せてエアコンしっかりかけて、学校や、特に保育園には送り込んでるなと思っております。それが安全かなと思いつつ、自分の時代とは変わっているなということをつぶさに感じる場合があります。特に小さい子は、よく言われますけれども、自分たちは、私、身長が1メートル70弱ですけれども、100センチぐらいの幼児だったら、地面からの輻射熱を浴びやすいという環境にいるんだということを保護者、そして社会の皆さんはよく知ってほしい、そういうことを環境の中で知ってほしいということをおっしゃいますので、対応をより、我々が健康保持のために住民への呼びかけが必要かなと思います。

次の質問ですが、今後このような暑い夏が続く、まだまだ続くと自分は思っておりますし、予報も、10月頃の予報まで聞きますと、まだ暑さは続く。そのような中で、住民の心身の健康保持、増進を図るために今後どのような取組を考えなければならないのか、またそれを、取組を教えていただきたいし、また市内の体育施設、社会体育施設や地域の公園、そういったところを健康保持のための取組に役立てては、というものであると思っておりますので、ぜひその辺の見解をお伺いしますので、よろしくお願いします。

○岡田議長 塚田福祉保健部長。

○塚田福祉保健部長 健康増進の取組についてでございます。食生活、運動習慣、質のよい睡眠等は健康な体づくりの基本であり、熱中症予防にも共通して大切でございます。現在、各地区公民館を中心に行っている健康に関する講座や運動教室、健康相談等の機会を活用いたしまして、熱中症の予防法についても広く周知を

図っていきたいと考えております。あわせて、暑くなる前から暑さに慣れる体づくりを行う暑熱順化につきましても引き続き周知を図っていきたいと考えております。

本市では、公民館を中心とした運動教室など、様々な機会を活用し、健康増進に取り組んでいるところでございますが、こうした取組に加え、各個人が継続して健康増進に取り組んでいける場として、地域にある体育施設ですとか、公民館施設などの活用についても周知をしていきたいと考えております。

○岡田議長 安達議員。

○安達議員 先ほど言われました答弁の中にありました暑熱順化、なかなかふだん聞き慣れん言葉ですけれども、自分もこの年齢ですから、よく小さいときに、中学校ぐらいのときからそうですけれども、特に部活ですけれども、水を飲むなっていうのは常に先輩から、また顧問からも言われておりました。とにかく水は我慢しろと。それを飲んだらいかんぞということで、かなり厳しく徹底的に言われてきて、それが普通かなと思ってます。ただ、今、少年野球でも少し教えたことがありますけれども、とにかく休んで、休憩を取って水分補給をと。水分補給もできる限りその子に合ったドリンク内容ですね、そういうものを飲ませて休憩するようにということだと思います。

ただ、この暑熱順化を自分で考えたときに、確かに、さっきも言いましたように、自分の時代は水を飲むな、飲んだらいかんぞということを徹底的に言われたもんですから、飲むことをすごくためらうんですね。そして、自分が感じたことが、つい今年の夏でしたけれども、多分これ体がおかしいなと思ったのが、両足の

けいれんが少しありました。それも夏暑いときに仕方なくて草刈りをしましたけれども、そのときのイメージからすると、これが熱中症かなということを感じておりました。そのために予防は十分しなきゃいけないし、今、担当の課の部長から言われましたけれども、そういうことを各自もふだんから考えとかないけん、またそれを対応しなきゃいけない、それが予防策だなと思っております。

次にですけれども、体育施設や公園などの施設ですね、体育施設や公園施設などを利用した健康増進の取組についてお聞きしたいと思います。我々も実は会派で研修したところに、公園に通える公園施設というところを学んで帰りました。そういった体育施設の暑さ対策や利用者への周知、告知などをどのように対策を取り組み、住民向けに住民サービスの提供しているかお聞きしたいと思います。

○岡田議長 石田文化観光局長。

○石田文化観光局長 本市のスポーツ施設における暑さ対策といたしましては、市民球場や陸上競技場への製氷器の設置、その他の一部の施設につきましては大型扇風機の設置といった対策を講じております。淀江球場のベンチには、要望いただきまして、本年8月に大型扇風機を設置してございます。あわせて、施設を利用されている方が体調不良となった際の休憩場所といたしまして、各施設の会議室や事務室など空調を完備してる部屋を使わせていただいております。空調を完備している部屋のない東山庭球場使用者の対応といたしましては、近くの陸上競技場の会議室を休憩場所として使用していただくことができる旨の御案内をして

おります。以上です。

○岡田議長 安達議員。

○安達議員 今、担当局長から答弁してもらいましたですがけれども、野球がっていうことをさっきも言いましたですがけれども、少年野球の関係者から、淀江球場を利用したときに、ベンチに扇風機があって、欲しいなということを言われました。といいますのは、ちょうど私も、こないだ地方紙にも地域のリーグ戦の結果が出てましたけれども、惨敗しました。そのときの試合が2時間ちょっとの試合時間でしたけれども、隣の町の施設を使って、ベンチに2時間ちょっといました。その際に、自分は打つ、走る、投げるはできませんけれども、コーチャーズボックスに入れば2時間ちょっとは耐えられるわけでした、そういう試合経過見てる中で、その施設には大型扇風機が設置してあったんで、タイミングを図って、先ほど答弁にありましたですが、ベンチに、淀江球場にはないようですが、どうですかと要望かけたところです。ぜひそういった施設には、これからもそうですけれど、まだ、さっきも言いましたように暑さが続くということならば、まだまだ施設のところの暑さ対策を十分に設備を備えて、かなえてもらいたいと思う次第です。そういうところを市の公共施設の設置者として、ぜひぜひ見てもらえればと思います。

先ほど細かいところの会議室の利用も教えてもらいましたですがけれども、こういったところを利用しながら、暑さもこの夏まだ続くと思いますので、利用をしていって、個人の、また皆さんの体育や、そういうことによって健康保持を高めていきたいと思います。

続いて、次の質問ですけれども、小中学校の登下校や部活動の熱中症に対する指導などについてお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○岡田議長 浦林教育長。

○浦林教育長 小中学校の登校時、あるいは部活動時の熱中症指導についてでございます。現在、各小学校では、国や県教育委員会から通知されましたガイドラインやチェックリスト等を参考にしまして、小まめに休憩を取り、水分補給や体調を適宜確認することなど熱中症の対策に取り組んでおります。登下校についてですけれども、小学校におきましては、登下校の際に気をつけることとしまして、先ほどのチェックリストを参考にした指導を行っております。例えば適宜休憩や水分補給を行うことですか、帽子を活用したり、風が通りやすく汗をかいても蒸れにくいような服装、こういったものを選ぶなどのことを指導しております。また、中学校では、体操服のままで登校できる期間を設けるなど、それぞれの発達段階に応じた対策を講じているところでございます。

また、部活動につきましては、熱中症リスクが高いことから、令和6年4月に策定しました米子市立中学校部活動の在り方に関する方針におきまして、熱中症予防運動指針を示しまして注意喚起を行っております。各学校では、方針に沿って暑さ指数を確認した上で、小まめな水分補給や生徒への声かけ、休憩時間の確保、あるいは熱中症対策、様々に講じながら活動しているところでございます。

○岡田議長 安達議員。

○安達議員　ありがとうございます。こういったことの答弁いただいた中で、自分も感じたのは、傘、日傘も小学生の低学年には必要かなと思ったりします。なぜこんなこと言いますかといいますと、我が家の、先ほど言いましたように、小学生がいるわけですから、1年のときかな、2年になってしまったのか忘れましたが、雨の降る日に傘をって言いかけたところが、私の家族に私に対して一番きつい言葉を言ってくる女性がいるわけですが、言ってはいけんということでした。なぜかといいますと、学校で1年生には傘を差さないことがいいことだと。まだ筋力が十分備わってないから、1年生のときには傘をとということを学校では勧めてないんだよ、それをあなたが言ったら、また子どもの何とかが間違ってるということ、これは笑いになります、言われました。学校にも問い合わせたら、やっぱりそうですと。まだ筋力がしっかり発達してないときには傘は勧めないんだということです、日傘はいいかなと思いますので、それは考慮してやってもらえればと、お願いします。

学校の様子を見て一番あったのが、こないだのニュースばかりを言いますけれども、都内の学校では教室の中に小さな冷蔵庫を置いて、首周りの保冷剤を冷やしてて、それを使わせてると。そういうようなことも対応としてやってるんだということでもありますので、またそういうことも暑くなる前の予防ですので、ぜひ、教育長に今答弁いただきましたが、また考えていただければと思います。

さらに、次の質問いたしますけれども、教育委員会で教育現場として、児童生徒、そして教職員に対する健康対策はどのように

図っておられるかお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○岡田議長 浦林教育長。

○浦林教育長 教職員や児童生徒に対するこういった健康対策についてのお尋ねでございます。先ほど児童生徒への指導については登下校のことを述べまして、同様な対応を取っております。教室においても水分補給をしっかりとるようにとか、子どもたちの様子を見て健康状態がおかしければ声かけをするということは繰り返しております。

一方の教職員の健康管理ですけれども、労働安全衛生法に基づきまして、校内の安全衛生管理体制を整備しまして、教職員が教育活動に専念できる労働環境の確保とその充実に努めるように校長のほうに指導をしております。また、今年6月に国の労働安全衛生規則が一部改正されまして、職場における熱中症対策の体制整備、対応手順の作成、関係者への周知が義務づけられたことから、学校は教職員の熱中症対策について、児童生徒と同様に、小まめな水分補給や適切な休憩時間の確保などに努めているところでございます。

教育委員会としましては、引き続き、児童生徒だけでなく、教職員にとっても快適な労働環境を提供できるよう努めてまいりたい、このように考えております。

○岡田議長 安達議員。

○安達議員 ありがとうございます。いろいろ考えて、子どもたち、また職場の環境も整備されていかないけんし、それは毎日の課題、整備されなければ課題かなと思って聞かせてもらいました。

我々もこういう職場にいますし、そういったところで、皆さん、職員のこの暑さ対策というのはどうかなと思ってみたいしております。必ず心身の健康を損なわないようにやっていただければと思います。

次のことですけれども、私、7月頃だったですか、私の知り合いから、市内の学校の、特に小学校を中心に、部屋によってはまだエアコン未整備の部屋、教室があるんじゃないか、その辺はどうか、ちょっと現況を聞いてくれないかということをお願いしました。その時点では、特に大規模校の一、二校だったのでしょうか、教室の中には未整備がありますというようなことを報告を受けました。そういう中でさらに日が進んでおりまして、こういった学校のエアコンの未整備のところ、学校施設の今後のスケジュールや取組についてお聞きしたいと思います。

あわせて、この中身としては、体育館や特別教室への今後のスケジュール感、整備のスケジュールについて詳しくお聞きしたいと思います。我々、美保中は、中学校はたしか体育館は送風だけではできるようには思っておりますが、エアコンはないように思っております。そういう意味で、市内全体の学校の未整備のところの今後のスケジュールをお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○岡田議長 浦林教育長。

○浦林教育長 小中学校の教室のエアコン整備についてでございますが、現在の状況は、全ての普通教室のほうにはつけておりますし、それから特別教室の中でも音楽室や図書室、職員室や校長室、こういったところにはつけておるところでございます。一方で、

体育館ですとか、理科室、図工室など、そういった特別教室については現時点でエアコンは設置しておりませんが、今後引き続き整備に向けて検討していきたいというふうに思っております。いろいろ教育現場も充実させなきゃいけないことがありますので、この特別教室のエアコン設置につきましては、教育施設全体の中で課題が多くあるわけでありまして、優先度を総合的に勘案しながら整備を進めていくというふうにしておるところでございます。

○岡田議長 安達議員。

○安達議員 予算も十分措置をしなければ、未整備なところの整備っていうのはつなげなければいけないことを十分理解します。ただ、そういう状況がずっと続くということをぜひ、これから未整備なところは整備してもらえかと思いますので、ここんところは強く要望しておきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○岡田議長 いいですか。

○安達議員 替わります。

○岡田議長 じゃあ、すみません。

暫時休憩いたします。

午後 0 時 0 1 分 休憩

午後 1 時 0 0 分 再開

○岡田議長 休憩前に引き続き会議を開き、市政一般に対する質問を続行いたします。

安達議員。

○安達議員 質問項目の 2 点目に入りたいと思いますので、よろ

しくお願いします。ここに掲げましたんですけれども、精神障がい者の高速バス料金やハイヤー、タクシーの運賃割引についてという項目を上げました。

このことにつきましては、事前にヒアリングやその前もあってですけれども、担当の方と相談したのは、6月の県議会で議会質問や平井鳥取県知事の答弁の内容が新聞記事に載ってまして、そのことが今回の私の質問項目を上げた理由の大きな背景です。この部分で、県家連の会員さんともいろいろ聞かせてもらう状況にもあったんですが、なかなか本人さんと会ってはもらえない時間がなくて、電話連絡が主だったです。

それと、県の担当課に問い合わせるんですが、なかなか自分の理解力が不足したのか分からなくて、今日まで、ちょっとこの内容の肝の部分が分かりづらいところがありましたが、やっと一昨日ですか、市の担当課長から、具体的な情報で、ここを知ってくださいというので教えてもらったので、この質問に入らせてもらいます。

この質問に入る前に、一つお聞きしたいのは、市の役割とか聞く前に、市の在住者で3つの障がい者の方の手帳交付の数を先に教えてもらったと思うんですが、よろしくをお願いします。

○岡田議長 塚田福祉保健部長。

○塚田福祉保健部長 3つの手帳の交付数についてでございますが、令和7年3月31日現在で精神障害者福祉手帳が1,973人、身体障害者手帳が4,898人、知的障がいの方に交付いたします療育手帳が1,293人の方へ交付しているところでございます。

○岡田議長 安達議員。

○安達議員 ありがとうございます。こういった人数、約6,300人になるのかなと思っております。中には手帳を両方の障がい
で交付されてる方もあるかもしれませんが、約6,300人の方
中で精神障害者保健福祉手帳を所持されている方が、先ほどあり
ましたように約2,000名の方ということですね。

それで、この県議会で質問答弁された内容のことなんですが、
なぜこの精神障がいの方に割引の制度がないのかっていうのをい
ろいろ聞かせてもらうところで、3つの今、手帳交付された方の
それぞれの中で特に精神障がいの方は、この割引制度が非常にほ
かの2つに比べたら遅れて制度化がされつつあるというふうなこ
とが自分の中で少し分かったかなと思います。まだまだ身障の方
や知的障がいの方の制度化より遅れてしまったこともあって、割
引のことに近づいてないということが分かりました。

また、最近になって、JRさんが今年の4月1日以降に割引を
され始めたんで、直近の場面でいうと、そういうことが少しずつ
制度化が充実していくのかなと思っております。

そうはいっても、県家連の方からの質問やいろんな話、要望を
聞く中で、元に返って、課題と精神障がい者の高速バス料金やハ
イヤー、タクシーの割引支援について、課題と支援事業の取組に
ついて伺いしたいと思うんです。

先ほど言いましたように、県のほうのそういった県議会のやり
取りや県の担当者に情報をお聞きするんですが、なかなか分かり
づらいところありますが、こういった制度が取り上げられ、その
後、当事者の該当する方や家族会の方、そして、県内のバス事業

者との意見交換の場が設けられているか、その辺も含めて現況を教えてくださいと思いますが、よろしくお願いします。

○岡田議長 塚田福祉保健部長。

○塚田福祉保健部長 意見交換の会議の状況でございますけれども、鳥取県障害福祉課に確認をしましたところ、令和7年7月、鳥取県精神障害者家族会連合会、県内のバス事業者、中国運輸局鳥取運輸支局などの関係行政機関が参加をしての意見交換会が開催されたとのことでございます。意見交換会においては、高速バス、タクシーの割引について議論がされて、高速バスについては、一部路線において精神障がいの方に対する5割引が適用されていることが報告され、引き続き情報共有を適切に図っていくという概要であったと伺っております。

○岡田議長 安達議員。

○安達議員 今、部長からお答えをいただいたんですが、一部路線において割引が適用されているということが分かりましたと。これからも引き続き情報共有をしたいという答弁内容だったというふうに思ってます。

この一部路線はどこかなと思って、再度担当のほうに聞きました、今日までですね。そしたら、鳥取－広島間だというふうに聞いたんですが、それで、よくよく聞くと、ここは単独路線だというふうに聞きました。いろいろ広島への、私もバスでいろいろ公務出張をしたこともありますが、県内の2事業者が並行して広島に行ったりする路線でもありますが、そういったところはなかなか割引の制度化が充実して、県家連の方に言わせると、充実していないところもありますよというふうに聞きました。ですから、単

独路線がまずしやすくなってるんじゃないかと思ったりしているところですよ。

そうはいっても、割引ということになると、よくよく聞いてみますと、事業所がその割引を負担しているということと、値上げに今度は跳ね返る可能性もなくはない。となると、利用者全体に及ぼす影響も大きいというふうなこともしっかり捉まえておかないというふうなことも聞かされました。確かに行政と、県なら県とこの事業所がよくよく意見を調整して、利用者さんの、障がいがある方への利用サービスを広めることをやるにしても、その割引した額の財源補填は、誰がどのようにするのかをしっかりと捉まえてやらないと事業の運用ができないのかなと思ったりしております。自分の知った状態はそこです。かといえども、そうはいっても、この障がい者の方への割引利用をさらに市の役割としてどのように考えておられるか、その辺をお聞きしたいと思います。つまりタクシー利用割引とかの取組、そして、関係団体とのやり取りについて伺いたいと思うんですが、タクシー利用割引について、市の支援やサポートといったような取組の状況をまた今後も含めて関係団体とのコミュニケーションの取り方、そういった内容はどのように理解しておられるかをお伺いします。よろしくお願いします。

○岡田議長 塚田福祉保健部長。

○塚田福祉保健部長 取組についてのお尋ねでございますが、精神障害者福祉福祉手帳の交付を受けている方には、タクシー運賃の割引がないため、家族会などの当事者団体が県に要望されていることは承知をしているところでございますが、割引の実施に当

たりましては、県内全体での取組になること、運送事業者の理解と協力が不可欠であると考えておりまして、鳥取県が開催しております意見交換会の検討結果を注視していきたいと考えております。

本市におきまして、家族会などの関係団体との意見調整ですとかにつきましては、高速バス料金やタクシー運賃割引に関する意見交換会ということは行ってはおりませんが、関係団体との意見交換として、米子市障がい者計画の実施状況などの確認の場ですとか、生活の中での困り事や要望などを聞き取る場として、個別にヒアリングの機会を設けているところでございます。

○岡田議長 安達議員。

○安達議員 私が聞いたその県家連の方の話も含めて、なかなかこういった行政と関係団体、事業所を含めて意見調整が十分にまだまだ図られてないし、そういったところの要望が強いかなと思っております。本市の取組をさらに深めていただきたいと思うところは、こういった制度がなかなか遅れている精神障がい者への支援サポート、こういった移動に関わる取組をさらに深めていただきたいという要望が非常に多くなりますけれども、県家連の関係者、会員の皆さんの話を聞いてると、非常にその辺がなかなか現実進んでないという現況を知ってもらいたいということと、知っていただいて、さらに理解を深めるために行政への呼びかけを、またコミュニケーションを強めようと思っておりますので、いろいろサポート支援をお願いしますということは聞かされましたので、行政の皆さんにその辺は十分知っていただいて、この精神の障がい者の方の制度が少しでも前に、一歩でも二歩でも前に出るよう

に願ってやみませんので、このことを思って要望に代えたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上で私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。